

お客さま各位

京都中央信用金庫

インボイス制度（適格請求書等保存方式）への対応について

2023年10月1日よりインボイス制度（適格請求書等保存方式）が開始されます。

これに伴い、制度開始日以降にお客さまが当金庫との取引に際して各種手数料をお支払いいただいた場合におけるインボイス（適格請求書）の交付について、下記のとおりとさせていただきますのでお知らせいたします。

記

1. 当金庫の適格請求書発行事業者登録番号

京都中央信用金庫：T8130005004513

[国税庁インボイス制度適格請求書発行事業者公表サイト](#)からもご確認いただけます。

2. 営業店の窓口等で各種手数料をお支払いいただく場合の取扱い

営業店の窓口等で振込手数料等各種手数料をお支払いいただいた場合は、インボイス要件を充足した「領収書」を発行いたします。

3. 預金口座から自動振替にて各種手数料をお支払いいただく場合の取扱い

各種契約等に基づき、預金口座から自動振替の方法により各種手数料をお支払いいただいた場合は、インボイス要件を充足した「インボイス通知書」を作成のうえ、郵送いたします。

【インボイス通知書の概要】

① 発行対象

法人・個人事業主のお客さまのうち、発行をご希望されるお客さま。

発行をご希望されるお客さまは、当金庫のお取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。

② 書面の内容

お客さまにご指定いただいた周期における初月1日から最終月末日において、各種契約等にもとづき自動振替でお支払いいただいた手数料を記載いたします。

※お取引によっては、窓口等でお支払いいただいた手数料が記載される場合があります。

③ 発行日

ご指定周期分を集計して、翌月の中旬までに郵送いたします。

※対象となる取引がない場合、作成・発行を行いません。

④ 記載される主な手数料（自動振替にてお支払いいただく場合）

- ・振込手数料（中信ビジネス Web サービス・インターネットバンキングサービス等）
- ・中信ビジネス Web サービス基本手数料
- ・EB サービス基本手数料
- ・口座振替手数料
- ・残高証明書発行手数料
- ・代金取立手数料
- ・貸金庫・夜間金庫使用料
- ・手形小切手発行手数料
- ・ローン関係手数料

※お取引によっては、窓口等でお支払いいただいた手数料が記載される場合があります。

4. A T Mおよび両替機でのお取引について

A T Mおよび両替機でのお取引につきましては、インボイスの交付義務が免除される「自動販売機特例」に該当するため、インボイスの発行はいたしません。お客さまが「自動販売機特例に該当する旨」「所在地（京都中央信用金庫〇〇支店A T M）」等を記載した帳簿を保存することで消費税の仕入税額控除を受けることができます。

5. 投資信託に関する手数料について

- ① 法人のお客さまにつきましては、買付取引の都度、インボイス（適格請求書）を郵送いたします。
- ② 個人のお客さまでの発行をご希望される方は、当金庫お取引店までご連絡いただきますようお願いいたします。

6. その他のご留意事項

インボイスの再発行はいたしかねますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

その他、インボイス制度に関する取扱方法についてご不明な点がございましたら、当金庫のお取引店までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

以上